

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信

No. 177
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田 2-6-25-113
TEL 090-3621-1509
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

● 祝祭日には国旗を掲げましょう!

参議院選挙、己の信じる人に1票を

百人の会会員、参議院議員候補予定者

(敬称略、あ〜順)

自民全国比例

大江康弘 和歌山 元参議院議員

大阪維新全国比例

坂井良和 大阪 元大阪市会議員

大阪維新全国比例

鈴木宏治 福井 元福井県議

維新政党新風東京選挙区

鈴木信行 東京 党首

日本の心全国比例

中山成彬 宮崎 元文科、国交大臣

自民京都選挙区

二之湯智 京都 現参議院議員

大阪維新全国比例

矢野義昭 大阪 元陸将補、元拓大教授

6月22日告示
7月10日投票
参議院議員選挙執行

参議院議員選挙が行われます。必ず投票に行きましょう。己の信じる人に一票を。
よく、だれに投票しても一緒、何も変わらない。と言われます。確かにおっしゃる通り、だれにいれても一緒、何も変わりません。昨日と今日は。そして今日と明日は。ちよつと長い目で見てください。2年後、5年後、10年後、だれに入れるかによって私たちの日本丸はその進路が大きく変わるので。数年前、私たち日本丸の乗組員は民主党の党首を船長に選びました。危うく日本丸は座礁仕掛けたわけです。

左表の通り、百人の会からは7名の方が名乗りを上げています。教育が最も大事だと思ふ方は中山成彬元文科科学大臣を安全保障だと思ふ方は矢野義昭元陸将補を。各位の専門をネット等で調べてください。
私はいつも、主に最新人を支援していますが、先日ある会合で最新人矢野義昭先生の応援スピーチをしました。
「いま日本は安全保障が極めて大事、トランプ氏は『日米安保は止めや』と申しています。安全保障の専門家、矢野義昭のご支援をお願いします。もちろん矢野先生以上に安全保障に詳しい方がおられたらその人の応援を。」
これが私のスタンスです。
百人の会は総合病院、あらゆる分野の専門家が参加されています。なぜなら、教育はあらゆる分野の基盤だからです。私の夢『百人の党』創設???



安全保障の専門家
矢野義昭先生 (元陸将補)

松井知事の発言、トランプ氏の動向、等々を考え、今こそ日本の安全保障を真剣に考えるべき時に思っています。
M情報では、我々の仲間「五條剛」氏に代表を押し付け、「核の是非を考える会」なるものを組織し、核問題を考えたいと思いたいと思います。丁度タイミングよく、参議院選挙候補予定者でもある、矢野義昭先生 (元陸将補、元拓大教授) のご指導を仰げることに、早速活動を始めました。(活動詳細は12頁)。

核なき世界。核武装
道程なき核廃絶
5月27日、オバマ大統領が広島を訪れ、核なき世界を訴えました。ところがそのための道筋、道程が示されていない。一つ間違つと、日本の左翼が「平和、平和」と叫ぶのと同じになってしまう。もちろん、先ず叫ぶことが第一になることは間違いないでしょうが。
西村眞悟元衆議院は「核武装を議論しよう」と発言し、政務次官を追われて十数年になります。松井大阪府知事は3月29日「核武装を議論しないといけない」と言われました。世の中は変わった。私たちが「核なき世界」を求めることは当然です。問題はその方法。中国や北朝鮮、その他のテロ組織が存在する現実を考えないわけにはいきません。

新しい憲法の話ー徳永信一弁護士の解釈

「あたらしい憲法のはなし」は、一条の会機関誌「03号」頁(2月20日)でご紹介しました。徳永弁護士からもコメントをいただきましたので紹介したいと思います。事務局

http://midpart.jp/kanansi/top.htm
I28-5-9
徳永です。

明皇大学の高橋先生と一緒にロサンゼルス、ニューヨークを回り、慰安婦像碑をめぐる「リアン」社会からの激しい反日ヘイト差別に困惑する日系住民の方々の話を聞いてまいりました。「リアン」と日系人との圧倒的な力の差と「強制連行」「性奴隷」を信じて疑われないアメリカ人社会の無関心の壁の前にただただ困惑するばかりです。

ロサンゼルスでは朝日新聞に対する謝罪広告請求訴訟の現状について日系市民の方々を対象に報告講演も行いました。

そのことは、また、いずれ、お話する機会があるうかと思いますが、今日は「あたらしい憲法のはなし」について。

旅先で、ちよっと時間ができたので、共産党系の弁護士たちが、持ち上げていた「あたらしい憲法のはなし」(日本国憲法施行後、全国の学校の生徒に配られた憲法読本)に目を通し、彼らが主張する「憲法の希望」なるものに思いを巡らしてみました。

GHQは厳しい検閲体制(検閲があることも知らせない検閲)を敷いて徹底的な言論思想統制を行い、憲法草案がGHQによるものであることすら国民に隠し、条件付降伏だったポツダム宣言受諾を無条件降伏だと振曲げてきました。

そのことは、1986年に出版された江藤淳の画期的著作「閉ざされた言論空間」

で、やっと一般の日本国民にも知らされたました。

日本国憲法の成立を祝いながら、重大な憲法違反を犯していたわけですから、皮肉なものです。立憲主義もくそもないわけです。所詮GHQにとっては、日本国憲法を成立させたことも、占領政策の円滑のための方便だったということですから福島瑞穂のように「いいものをくれてあげた」というのは、あまりにも惨めです。

そんな時期に発行され、国民に配布された「あたらしい憲法のはなし」。そこにはGHQによる周到な洗脳思想統制が浮かびあがりますが、意外なことに、復興へと歩みはじめた戦後の日本人のほのかな希望が立ち上がってくるようにも感じられたのです。興味のある人は手にとって読んでみて下さい。

傑作なのは、「第5章 天皇」の巻と「第6章 戦争放棄」の巻なのですが、ここでは象徴天皇制について、どう書いてあったかをご紹介します。これはつまり、GHQの天皇をめぐる統治政策を、文部省に語らせているわけですが、「こんどの戦争で天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました」から始まります。

ほうー？

「なぜならば、古い憲法では、天皇をお助けして國の仕事をした人々は、國民ゼンたいがえらんだものでなかったため、國民の考えとはなれて、とう／＼戦争になったからです。」というわけです。民主的に選ばれた為政者であれば、戦争にならなかつたと言いたげですが、そこに占領政策の基本であった「國民」の「軍国主義者」の虚構の構造が語られていることが重要で、天皇も「國民」の側にあって君則の軍国主義者に「たいへんごくろうを」させられたという構図が語られ

ているのです。

「あたらしい憲法のはなし」が学校配布されたのは1948年8月ですが、東京裁判の判決をその6ヶ月後に控えています。天皇の戦争責任回避を正当化する物語を広報する必要があったように思われますが、他方、こういう説明が、天皇を敬愛していた当時の日本人一般の心情に受け入れられやすかつたということもあつたでしょう。

次いで、「象徴天皇制」についての説明が続きます。

GHQがどんなふうに象徴天皇制を説明していたのかは興味津々です。みてみると中々面白い。それは「象徴」についてこう説明しています。

「憲法は、天皇陛下を「象徴」としてゆくにぎめました。みなさんは、この象徴ということ、はつきり知らなければなりません。日の丸の國旗を見れば、日本の國をおもいだすでしょう。國旗が國の代わりになって、國をあらわすからです。……いまこゝに何か眼に見えるものがあつて、ほかの眼に見えないものの代わりになって、それをあらわすときに、これを「象徴」ということばでいいあらわすのです。」

続いて、いよいよ「象徴天皇制」が語られます。子供たちに、憲法一条の「象徴天皇制」をどう教えるかは憲法教育のうえでも重要な課題なのですが、ここでの説明は、一つの模範解答になっています。そこにはこうあります。

「天皇陛下を私たちの真ん中にしっかりとお置きして、國を治めてゆくにつれてごくろうのないようにしなければなりません。これで憲法が天皇陛下を象徴とした意味がおわかりでしょう。」

これは憲法制定議会で説明にあつた金森徳次郎が語つた「あこがれとしての天皇」の影響がみてとれます。天皇元首論とも通じます。当時は、GHQも文部

省もそう考えていたんですね。

朝鮮戦争勃発に伴う「逆コース」によつて「あたらしい憲法のはなし」は配布されなくなり、「戦争放棄」の説明が、時代に合わなくなつたと感じたのでしよう。

そつた時代があつたことを思つと、象徴天皇制が果たした、「共産化の防波堤」としての役割は、結果として「日本の平和」に大きく寄与したのだと思えてなりません。風前のともしびのように思われた天皇制日本は、ソ連社会主義圏が崩壊するなか、21世紀に生き延びたわけですから。戦後の平和は、9条のおかげなのか、自衛隊と日米安保のためなのか、それとも1条の象徴天皇制のおかげなのか……。

21世紀においては、グローバル資本主義による画一化・均一化の波に対する「多元主義的防波堤」になりましたし、東アジアで共和国を標榜する2つの奇形な社会主義独裁の國・中国と北朝鮮も経済崩壊による共倒れによつて、そつ長くは続かないでしょう。なによりも伝統的自然発生的な民族的統合のアイデンティティ(象徴をもたない中韓では、民族的統合の象徴は、想像上の残虐國家「日本」に対する「反日」しかないわけであり、そつた急拵えのアイデンティティは、やがて事実による浸食を受け、瓦解するのは必定だからです。

当時の多くの日本人は、戦争に負けたことで、天皇陛下の地位がどうなるのかを真剣に心配していました。なにせ、特攻隊を含め、「國体を護持」するために、240万余の兵士が亡くなり、まだ間がない時期です。彼らの死を犬死にするまじ、との國民の思いは強烈でした。日本国憲法が成立してもなおも続いたGHQ検閲体制による洗脳工作が続き、その集大成となるべき東京裁判の判決を間近に控えた時期、この「あたらしい

憲法のはなし」を読んで、本当に「国体が護持された」ことを知ってほっとし、将来に希望を感じた日本人も少なくなかったはずだ・・・。

そんなことを思い巡らし、トランプが共和党の大統領候補となることを確実にした現在のアメリカの悪夢に寝汗をかきながら、日本の「これから」に思いを馳せているところだ。

From New York city
明日、日本に帰ります。

五 天皇帝下

こんどの戦争で、天皇帝下は、たいへんくろうをなさいました。なぜならば、古い憲法では、天皇をお助けして國の仕事をした人々は、國民ぜんたいがえらんだものでなかつたので、國民の考えとはなれて、ついで戦争になったからです。そこで、これからさき國を治めてゆくについで、二度とこのようなことのないように、あたらしい憲法をつくらえるときたいへん苦心をいたしました。ですから、天皇は、憲法で定められたお仕事だけをされ、政治には関係されないことになりました。

憲法は、天皇帝下を「象徴」としてゆくにきめました。みなさんは、この象徴ということをはっきり知らなければなりません。日の丸の國旗を見れば、日本の國をおもいだすでしょう。國旗が國の代わりになって、國をあらわすからです。

みなさんの学校の記事を見れば、どの学校の生徒かがわかるでしょう。記事が学校の代わりになって、学校をあらわすからです。いまこゝに何か眼に見えるものがある、ほかの眼に見えないものの代わりになって、それをあらわすときに、これを「象徴」ということばでいいあらわすのです。こんどの憲法の第一条は天皇帝下を「日本國の象徴」としてゐるのです。つまり天皇帝下は日本の國を

あらわされるお方ということでありませぬ。また憲法第一條は、天皇帝下を「日本國民統合の象徴」とあるとも書いてあるのです。「統合」というのは「一つにまとまっている」ということです。つまり天皇帝下は、一つにまとまった日本國民の象徴でいらつしやいます。これは、私たちが日本國民ぜんたいの中心としておいでになるお方ということなのです。それで天皇帝下は、日本國民ぜんたいをあらわされるのです。

このような地位に天皇帝下をお置き申したのは、日本國民ぜんたいの考えにあるのです。これからさき、國を治めてゆく仕事は、みな國民がじぶんでやってゆかなければなりません。天皇帝下は、けつして神様ではありません。國民と同じような人間でいらつしやいます。ラジオのほうそもなさいました。小さな町のすみにもおいでになりました。ですから私たちは、天皇帝下を私たちのまん中にしっかりと置き、國を治めてゆくについでくろうのないようにしなければなりません。

これで憲法が天皇帝下を象徴とした意味がわかりでしょう。

六 戦争の放棄

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとう／＼おかえりにならなかつたでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやと戦争はおわかりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の國はどんな利益があつたでしょうか。何もありません。たゞ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこつただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことで

す。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた國には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあつても、もう戦争は二度とやるまいと、多くの國々ではいろ／＼考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまつたのは、まことに残念なことではありませんか。そこでこんどの憲法では、日本の國が、けつして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といひます。「放棄」とは「すててしまふ」ということです。

しかしみなさんは、けつして心ほそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことぐらゐ強いものはありません。

もう一つは、よその國と争つことがおこつたとき、けつして戦争によつて、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけてよつというのです。なぜならば、いくさをしてしかけることは、けつきよく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。

また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄といひます。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになつてくれるようにすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、一度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。憲法は、天皇帝下を「象徴」としてゆ

くにきめました。みなさんは、この象徴ということをはっきりあらわすからです。

みなさんの学校の記事を見れば、どの学校の生徒かがわかるでしょう。記事が学校の代わりになって、学校をあらわすからです。いまこゝに何か知らなければなりません。日の丸の國旗を見れば、日本の國をおもいだすでしょう。國旗が國の代わりになって、國眼に見えるものがあつて、ほかの眼に見えないものの代わりになって、それをあらわすとき、「これを「象徴」ということばでいいあらわすのです。こんどの憲法第一條は、天皇帝下を「日本國の象徴」としてゐるのです。つまり天皇帝下は日本の國をあらわされるお方ということでもあります。

きつねぐさ

日本世論の会 神奈川県 木上和高
H28-5-27

小島議員に「座布団3枚！」とメールを差し上げたら、「嫌がらせ電話が多い」とか。先生に「電話を私に転送して、全部相手するから。」とメールしたら笑つておられました。マスキ

我々の同志である神奈川県議会・小島健一議員が、5月8日に靖国会館で開催された沖縄の祖国復帰44周年を記念する集会で、沖縄の基地反対運動に言及し、基地の外で毎日のように騒いでいる人のことを「基地の外」にいる方ということばで「きちがい」の方と呼んでゐると発言したところ、神奈川新聞、朝日新聞、沖縄タイムスなどがまるで、「キチガイ」のように小島議員を攻撃する記事を書き散らしています。

基地の外にいる方を「基地外」の方と呼んで何の問題があるのでしょうか。

各位・各団体等からの報告・ご意見

自衛隊員の勇気 地下鉄サリン事件の時

2016.05.23
卓荊の記 杉田謙一

録画しておいたテレビ番組を何気なく見ていた。するとオームの引き起こした地下鉄サリン事件の患者救済の裏舞台についての話を放映していたのだ。阪神大震災後のこと。

自衛隊は村山総理からの出動要請を今か今かと待っていたがな不慣れな総理は自衛隊出動要請を失念。只慌てふためいていたあの時の事。総理は全権を自民に託して一気に救済活動は動いたが初動の自衛隊待機とおくれが結果、何千人もの人命を失うことになった。その批判は村山総理に行かず自衛隊に行ったのだ。

非難を浴びたその汚名挽回に自衛隊はすぐに動く。まさに緊急事態。当時はサリン等の研究者はほとんどなく、地下鉄から救助され病院に運ばれる患者には打つ手もなく死に向かうしかないという状態。多くの病人は縮腫(しゅくどう)・腫が縮まる病状)している。

この事変を見聞きしたある権威者が病状から判断してこのガスを「サリン」と推測。その見解をファックスで病院に流す。その中和剤はパムという農薬被害のための薬。

しかしその時「サリン」を、受け入れ病院の医者も知らず、もし違ったらパムにより患者は息絶える危険性も高い。しかし目の前で死を迎えようとしている重症患者を放置はできない。医師の中村修先生は、「失敗したら医師を辞めるしか

なかるう」とそのとき覚悟されたのだ。

目の前の患者を死なせるわけにはいかない。すぐさま看護婦に投与を命じた。患者はどんどん担ぎ込まれてくる。しばらくたつて患者の病状に回復の兆しが「よし、これだ。」

「パムをできるだけ集めてくれ。」、薬品会社のセールスマンが事変を聞き駆けつけていた。頼んで近隣の薬品を一気に集めた。しかし農業従事者のいない東京ではパムを持つ病院があまりに少ない。時間が無い。

全国ネットの薬品会社だから地方支社にはストックが。新幹線に乗り込み各支社から各停車駅ホームへ配達させ浜松静岡などで受け取り一気に東京へ運ぶ。やっと緊急手当て用のパムが集まり投与に投与を重ねる。

一方自衛隊の隊員は即時に班編制をして救助に向かう。

その中には毒ガス防御の研究をする部署の隊員もいた。いるにはいたが日本で毒ガスなどの事件など起こるはずはないと思われ、その研究部署は解散予定であったという。しかし彼もこれはサリンに違いないと感じていた。そこへ救済の部隊派遣命令。隊長の独断のようだ「同じ轍を踏まないぞ。」鉄の意志である。

「各班の責任者は階級が一番上の者とせよ。」えっ俺になる。彼は研究職のため訓練等は未経験。しかし、命令である。命に従って隊員を率いて現地向かう。そのさい部隊長に、「やっと出動のチャンスがあったな。がんばれ、ただし部下を決して危険に合わせな」

すでに無人の地下鉄現場に入り車両を特定し、発生元を判断、早速地下鉄車両に入る。皆完全防備服。消防や駅員など他の組織の者にも「決して肌を出さな」

などの危険の周知をさせる

やっと洗浄作業完成。

地上に出て作業終了を報告。駅員から乗客の乗車は可能かと問われ「おそろしく」とこたえる。

「完全でなければ民間人の乗車はできない。確実でないが無理だ」

床の洗浄は完ぺきにこなしただが大気中の飛散分子の危険性は判定できない。

「わかりました」こう答えて部下二人を引き連れ再び発生車両へ。

部下のほうに顔を向け、少しずつ空気を入れ深呼吸する「私の顔をよく見ておけ」これは人体実験。班長の自分が発病する際にどのように病状が進むかを自らの目よく見ておけというわけである。

2度3度と繰り返し深呼吸する。幸いガスの被害はなかった。

取材を受けてこの3佐は「誰かがやらねばならないのなら私が行う。部下を危険な目に合わせざるわけにはいかないから」と答えて見えた。

サリン事件は本当ならば被害はこの10倍ほど出たであろうと思われる。しかし多く亡くなられた悲しみはあるが、勇敢な自衛隊員や医者の懸命な努力が被害を極小に抑えてくれたのである。

この番組をみて本当に自衛隊員の気高さに涙した。

~~~~~  
村山は7000人の国民を殺した。  
「初めての経験だから」フザケルナ！  
政治の世界は多くのことが皆初体験だ。  
後で伊丹駐屯地の松島隊長は「我々は全員いつでも行ける準備をし『行け』という命令を待っていた。」と涙ながら語った。もし田中角栄なら、絶対7000人を殺してはいない。もちろん、その代り後の尻拭きはいへんだろう。しかしそれはお金で済む話ではないか。生命と財産。生命が財産より優先。当たり前だ。

増木

## 最近の葬儀に思ひ・SUNの家族葬に出て

京都北山細野の神主 中村重行  
2016年05月27日

ここ数年肺の病で入院を繰り返していた従弟が亡くなりました。家族からの連絡で「本当の家族だけで葬儀を執り行います」との連絡を受けましたが「親戚を代表して私だけでも参列させて下さい」と、池田・家族葬ホールに出かけました。

亡くなった従兄は私より7歳下の71歳です。私の叔母(父の妹)の一人息子です。名前から判るように大倉酒造一族の分家でした。

私が小学校の頃は京都鳴滝に住んでいました。当時有名だった俳優の市川雷蔵さんのお宅の向かいでした。神戸の外語大学のイスパニア語科を出て日本交通公社(JTB)に入って、日本各地の営業所やドイツのチュッセルドルフの所長なども努めて、「田の子会社から兵庫県の女子大で観光学(?)なども指導していました。

彼は学生時代ワングルに入っていたので、私が昭和40年に登山専門店を開業したときは最初の客としてコップエールなどを買ってくれた事を思い出しました。(この登山店は開店1週間は何も売れませんでした。)

私の父も母も兄妹では一番上でしたから、その長男である私は従弟の中では最年長になります。私の子供の頃はまだ古き良き日本の家族制度が残っていましたので、我が家を中心に従弟や従弟などが寄り集まって来て兄弟のように交わっていました。

書きたいと思ったのは当人(恒雄)の事ではなく、葬儀の形式の話です。最近では葬祭業者の演出がクドくなって来田

とは思いませんか？ 特に近年、葬儀の最後に、参列者に『死者とのお別れ』と称して親族でもない多くの人に死顔を見せる演出があります。昔は最後のお別れとは極く近親者のみがするものと決まっていた。

私は以前から親しい人の死顔を見るのはやめていました。いくら死化粧がきれいでも、元氣であった頃の思い出は死顔を見たトタンにそれが上書き保存され、以後の追憶は死顔に変わってしまうのです。

昔は参列者全員が花を入れて死顔を見る習慣などありませんでした。これなどは葬儀屋の悪い演出の一つだと思えます。

神道の生死観は

日の本に生まれ出しし益人は 神より出て神に入るなり

この歌の意味は日本の国に生まれて来た人は、神の御霊をもらって生まれ、亡くなればまた神の御霊に戻って行くです。

亡くなればミタマは身体を離れて、もう遺骸(なきがら)だけなのです。神道の基本は「敬神崇祖」(けいしんすうぞ)で、神を敬い先祖をあがめることです。神道では、人は亡くなれば神様になってしまいます。

近い先祖を仏として祭り 遠い先祖を神として祀る  
と日本では昔から長年信じられて来たのです。

### 「カエルの楽園」を読んで

教科書を良くする地方議員連盟顧問

千葉県 近藤 将 允

平成28年6月20日

百田尚樹氏の著作「カエルの楽園」を

読み、いろいろ思うことがありましたので読後感を書いてみました。広く読まれて欲しいと思っておりますが・近藤

百田尚樹氏の執筆による「カエルの楽園」出版の新聞広告を見たとき、読んでもないのに僭越な言いかたを許してもらえないならば、百田氏が何に仮託して何を言いたいのかわかおよその見当はついたいきなり私事で恐縮だが毎年の年賀状に、「謹賀新年」などの決まり文句に添えて、その時々世相を風刺(揶揄?)した俳句(もどき)や、短いコメントなどを書いています。

安倍暴走 メディアが吹かす 風のまま

と添え書きをして、朝日新聞を筆頭に「安倍暴走」のレッテル貼りに狂奔するメディアの吹かす風を真に受け唱和し、それと自覚せずに一定の世論を形成する善良なる国民、適菜収氏のいう「田舎国民」を揶揄したものである。

同様に数年前の年賀状に：

茹で蛙 己の定め 知るや知らずや

とのコメントを書いた。

よく言われていることだが、熱い湯に蛙を入れると吃驚して飛び出すけれど、水を浸した鍋に入れ下からゆっくりと熱すると、やがて茹で蛙になる運命も知らぬげに、気持ちよさそうに泳いでいる蛙の様を表した言葉である。蛙は鍋の外の世界のことなど知らないし知ろうともしない、いやそれどころかこの長閑で気持ちの良い鍋の中が、全世界だと思っているのであろう。このままではやがて茹で蛙になる地獄を想像だにできない彼らはどこかの国・どこかの国民に似ているとも思い早速この著作を読んでみた。

百田氏は、奇妙な戒律「三戒」を守っ

て平和で豊かな生活を送っているツチカエルの王国「ナパーシユ」の虚構の平和と、虚構故にその平和が侵された時の残酷な結末を淡々と、それゆえ余計想像力を掻き立てられる筆致で表現している。著書の帯に書いているように、大衆社会の本質を衝いた寓話的「警世の書」であり、それはナパーシユ国に仮託した日本国・日本国民への警世の書であることは言うまでもないことである。ナパーシユ国のメスガエル「ローラ」の最後の言葉は衝撃的である。そこでこの物語は終わりを告げている。

洗脳や誤った思い込みが一国を染め上げたとき、亡国への道につながることを最後の「二行は暗示しており、読後感を重いものにしていく。この警世の書を現実世界のナパーシユ国である日本国の多くの国民に読んでもらいたいと願ったが、読み終えて意外とそれは難しいかもしれないと思うようになった。

日本国民は、善良なる田舎国民ばかりではない。善良ならざる反日日本人も結構いる。彼らは仮に書店で手に取ってペーシをめくったとしても、彼らの世界観と相容れないがゆえに彼らなりに嫌悪感を示し、読者になる可能性は少ないであろう。では田舎国民はどうであろうか。

「ナパーシユ国」とは何処の国か、「三戒」(説明はあるが)とは何か、「ウシカエル」とは何を指すか、「ハンニバルとゴヤスレイ」は、「スチームボート」は、と思ったとき茹で蛙の田舎国民は、作者がこれらを何に仮託しているか、現実の世界に引き写すと何になるのかを理解するであろうかとの懸念があり、また理解できたとしてもナパーシユ国のローラのように「三戒」があれば大丈夫と最後の最後まで信じているがゆえに、読んでみようとは思わないのではないかなどと考えを巡らすと、それほど版を重ねないのではないかと思うようになった。

たった2件の書店のリサーチに過ぎないので断定的なことは言えないが、「カエルの楽園」は平積みにもなく、棚差しにも無かった。百田氏のこの本と同日に新聞広告に載った「羊と鋼の森」がまだ平積みになっていたのをみると杞憂とばかり言へないと思つのである。更なる広告・宣伝が必要である。

### 原子爆弾の投下は戦争犯罪

大隈S会 山道 哲也

平成28年6月20日

オバマ大統領が広島を訪問すること、ここで、いろいろ議論がなされています。私なりに思うことは公式に謝罪は無くとも訪問して頭を垂れてもらうだけでそれが何を意味するかはわかりません。それよりも、私はあの原子爆弾の投下が無差別大量虐殺であり、紛れもなく戦争犯罪であることを戦勝国である米国内に認めさせることが重要であると考えます。軍事裁判が無理なら、識者を日米いや世界から集めて権威ある形で罪であったことを後世に残すことが必要であります。つまり、極東国際軍事裁判の権威を持った検証をやるのです。

敗戦国だけが戦争犯罪で裁かれ、ルールを無視した殺戮をおこなっても、勝てば罪に問われないということこそが、核使用へのお墨付きを与えることになり、廃絶への道が遠くなるだけであると思つし、何より戦犯として汚名を着せられた方々の名誉を国際的に回復して差し上げなければなりません。

一方的に裁判という私刑をうけた無念をどうしても晴らして差し上げねばなりません。私はこの訪問がそうした切っ掛けになることを強く望んでいます。

# 各議会からのレポート

## 朝鮮学校補助金問題

兵庫県議会議員 和田有一朗  
H28-3-8

前回に引き続き、和田先生のご質問を掲載します。今度は朝鮮学校の補助金問題です。 事務局

平成 28 年度兵庫県予算特別委員会  
【第 4 日 H28.3.7 未定稿】

●和田有一朗委員 朝鮮学校の補助金支出について伺う。まず、補助金支出の現状についてである。先日の産経新聞に「朝鮮学校、再び納付迫る」というタイトルの記事が掲載されていた。恐らくこの問題に關心のない方であったり、今前におられる当局の中でも担当している方以外だとほとんど何のこともさっぱりわからないと思う。これだけを知ると、どういふことかという、朝鮮学校に対しては府県からあるいは別に市区町村から補助金が出ている訳である。この補助金についてはいわゆる補助金をもっている学校から朝鮮総連を通して北朝鮮にお金が流れているのではないかと、いふ疑念が持たれていて、使途が不明ではないかということも幾つかの府県では補助金を打ち切った経緯がある。そのよみの中で、神奈川県は子供に対して学費補助をするのだから、学校を通さなかったら本来の目的が達せられるのではないかということになって子供に対して直接給付するなら確実に児童・生徒の学費補助になるというので、いわゆる子供手当のような形で個人に補助を再開した。一度打ち切ったが再開した。

そうなるといわゆる朝鮮学校側がその給付された現金を保護者に対して学校に寄附をしてくれという求め始めたということである。このことを実は産経新聞はタイトルとして、「再び納付迫る」という言葉で打った訳である。そこには世上言われている拉致や核開発を行っている北朝鮮の影響下ににある朝鮮総連の影響が朝鮮学校に強く及んでいるからこそその使途に疑義が持たれているという背景があることは言うまでもない。

我々県議会では、先日の水爆と称する核実験や長距離弾道ミサイルの発射を強行した北朝鮮に対し、厳格かつ効果的な追加制裁措置を国が速やかに講じるよう緊急議長声明を発したところである。この北朝鮮への制裁措置について自民党の拉致議員が「自治体による朝鮮学校への補助金支出の中止を求めた」ことに對し、文部科学大臣は「制裁とは別に補助金の公益性やその適正な執行という観点から通知の発出も含め必要な対応を検討している」と述べた。

この補助金の話がこういった新聞記事に出るたびに、依然として兵庫県から多額の補助金が朝鮮学校に支出されていることも併せて記事になるのだが、では、今年度、本県から朝鮮学校に対して、一体幾ら支出をされているのか、来年度以降も支出を継続していくことについて、「所見を伺う」。

○私学教育課長(高永 徹) 朝鮮学校への補助金であるが、本県には約150カ国・10万人の外国人児童が暮らしており、外国人児童・生徒等の教育の機会均等を図ることとは重要であると考えている。

このため、朝鮮学校を含む外国人学校については、1つに日本の小学校、中学校、高等学校等と同学齢の児童・生徒等が学んでいること、2つには国公・私立大学等が高等部の卒業生の入学資格を認めていること、3つには、高校総体等へ参加するなど、スポーツや文化面においても高等学校等と同様の活動を行っていることなどから、外国人学校振興費補助により、学校運営の安定と生徒の経済的負担の軽減を支援していることである。

一方で、平成 26 年度からは補助金の交付基準を見直し、国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていること、もしくは全ての主要教科で日本の検定教科書を使用していること、これが確認できない場合には、教育充実分を減額することとしている。

朝鮮学校はいずれの要件も満たしていないため、補助金の8分の1を減額し、平成 27 年度は、約 9000 万円を交付した。28 年度についても、児童・生徒等の教育の機会均等を図るため、ほぼ同額の約 9000 万円を予算計上していることである。

●和田有一朗委員 平成 27 年度 9000 万円、28 年度も 9000 万円と、1 億円近いお金が出されている訳である。これは公金である。確認のためにお聞きするが、この事業の執行というのはいつになるのか。

●私学教育課長(高永 徹) 補助金の交付は、昨年の 12 月の下旬に交付している。

●和田有一朗委員 わかった。まさに、9000 万、1 億円近いお金が支出されていることである。

では、次に外部監査の実施について伺う。そもそもこの朝鮮学校に対する補助金を出す、いろんな根拠というのは、今幾つか述べられた。法的な根拠はどこにあるのかということを考えてみると、一般の私学、いわゆる学校教育法に言う1条校というのは、私立学校振興助成法9条の規定に基づき、教育に係る経常的経費に公的なお金が補助されている。この場合、私学振興助成

法14条で1000万円を超える場合は公認会計士等による外部監査が求められている。翻って、朝鮮学校はどうかというところ、これはいわゆる今言った学校教育法の1条校ではなく、各種学校の扱いになっているので、これは経常的経費の補助は、この9条の規定ではなく、私学振興助成法の10条が根拠になる。それと、地方自治法の根拠に、実は1つある。

この場合は、10条が根拠になっている場合は、1条校とは違って、学校教育法の1条校とは違って、この14条の規定というのは、適用されない。要は、外部監査を受ける法的根拠はない。

しかし、今お聞きしたように、1億円近いお金が、税金が投入される補助金が、監査を受けない、ノーチェックであるということ、これはもつ考えられないことであって、今の時代、我々の議員の政務活動費も、これも本当に本1冊買っても、事務局はその本を見て、どこを読んでいるんだまで見てチェックをする時代であるから、これはやはり、しっかりチェックをすべきだと思つ。

国は私学振興助成法14条に、やはりこの朝鮮学校のような学校も準拠するのが望ましいと、要は努力義務として外部監査を受けるべきだという通達を出している。

東京都では、外部監査以前に行政当局が補助金の使途について透明性を高めるために調査委員会を独自に立ち上げて、綿密な調査報告書を作成して補助の見直しを行ったことはつとに有名である。外部監査がしっかりしないものなら、県独自でその使途の透明性を高めるべく調査委員会などを立ち上げるべき。「所見を伺う」。

●私学教育課長(高永 徹) 補助の執行であるが、補助を適正に執行するため、「[次頁4段目へ](#)」

# 杉田謙一の歴史研究會・東京の語り

## アッツ島玉砕と叔父の乗った君川丸のついで

2016. 05. 30

北北東に向いて、黙祷しました。 増木

昭和 18 年 5 月 29 日、アッツ島玉砕。

この守備隊へ物資を送る役目をしていた艦艇は君川丸。一般貨物船を改造して特設水上機母艦となったもの。私の叔父がこの船に整備技師として乗っていた。乗船命令を受けたのは昭和一六年九月。一〇月、横須賀にて君川丸に飛行機六機を搭載できるように甲板を再整備。一二月八日、開戦の日の偵察飛行が機密任務。

叔父、神谷菊治の妻がわが父の姉。私にとって心優しき叔母である。戦争中には実家である我が家に子供を連れてよく帰っていた。叔父は開戦日には黎明飛行をしていた。場所は北海道幌延沖。「12時のニュースで海軍飛行隊の大成功を知った。自分も皇軍の一員として奉公している以上そつう華々しい舞台での活躍の機会をひそかに願った。戦争が始まったといっても敵と相対しているわけではなくまた、こちらに敵が向かってくるという情報もないので、さしあたっての敵はこの冬將軍。このような寒冷地での飛行は初めてであるからその苦労はこのほかであった。寒冷地で風に吹き曝されて作業することの困難さ、陸上であれば格納庫があるであろうが、甲板上で吹き曝しである。エンジンは冷えたらなかなか起動しない。・・・」と記している。このころskate鮭がに取れ、我が家に送ったとの記載があるから開戦時頃には私や家族もご相伴に預かったのだろう。君川丸艦長についてこう記載もある。

「艦長の宇宿大佐は大変立派な人であった。航海中は日出、日没時に警戒区域を航行中には総員見張り配置につくのであるが、艦長はその前から起きておられて艦尾にむかって合掌黙祷しておられた。アッツ島へ軍需品の輸送をした際のことにはこう記載がある。

敵の哨戒飛行の合間を縫ってアッツ島に突入して、荷役は一時ほどでやらなければならなくなっていた。艦は立錫で何時でも動けるような状態で灯火管制下で、世が明けるのが早いので夜が明ける前迄に敵の哨戒飛行圏から離脱しなければならぬのでその荷役は戦争そのもの守備隊から出ている大発も灯火を消してただ黙々と作業をしている、敵潜水艦に見つかれば本艦なぞはあつという間に撃沈されてしまう。北洋の海中に投げ出されれば一〇分と命は持たないであろう。その時は運よく何事もなく作業は進んだが、夜が明けてしばらくして敵の哨戒機に見つけられた。がそこはそこは哨戒機の行動半径の先端だったらしく二度ほど高こう度から水平爆撃をしてきたが、爆弾は少し離れたところで水柱を挙げた。やっと虎口を脱した。大湊に入港して、

また補給資材を積んで出港した。千島列島の太平洋側は敵潜水艦がおるといのでオホーツク海の北のほうを航海しようとうるっ水道からオホーツク海に抜けるととき、潜水艦から魚雷攻撃を受けた。見張りの員が一瞬早く魚雷を見つけ、危うく難を逃れた。君川丸なんぞは護衛艦もなく、単独航海する艦は目立たなく良いが、見つけられたらそれまでである、乗組員は神経質迄、見張りの態度を持っていた。戦争は人間の極限の戦いである。倦むことなき朝夕の見張りのみが彼の魚雷

を一瞬早く捕らえたため、緊急転舵によって難を逃れたのである。

魚雷の航跡と航跡との真ん中にわが艦がかろうじて入ったとき、音もなく走り去るこの白い軌跡こそ、この生命を断つ魔物かと思うと生と死がこんなにも身近にはつきりしていることがあるのか。本艦が今少し転舵が遅れていたならどんなことになっていただろう。…中略…

アッツ島への補給命令を受け(これまで三度した)今度も食料、大砲、弾薬、石炭などを積んでいた。敵の哨戒機が帰るとそこへ突入し、夜のうちに敵の哨戒圏からでなければならぬ。(敵の偵察機はコジャックからきていたらしい)速力一八節の君川丸にはなかなかつらい任務であった。その日は霧が濃く、視界も悪く、敵の偵察機も飛んでこなかった。我々は黙々と荷役を終え、霧の切れ間を待ち一瞬の切れ間をついて離島脱出、千島方面に向かう、その一日後アッツ島は敵に包囲され、全員玉砕した。

キス力を発進した水上偵察機が天候悪化でアッツ島に着水。朝エンジンがかからず注射(ガソリンを気筒に直接いれて始動させる)しても不具合は治らずキス力より予備エンジンを持ち込み修理、その日一泊したその日が敵艦隊によるアッツ島上陸の日。操縦士偵察員電信因整備員一〇名も陸戦隊となり、闘うもむなく玉砕。「たった数時間が彼らの運命を変えてしまった。嗚呼。「航空隊の部下の死に就き記載した部分には大きな「嗚呼」の文字。無念極まりなき思いだったろう。叔父はその後小松島航空隊分隊長のちに欧州の航空兵と、終戦に至るまで生死を分かたぬ戦いに従事した。パラオ横浜の二〇〇〇マイル無給油無着陸の飛行を初めてなした体験も持つ。

激烈極まりなきアッツ島玉砕。この戦いを忘れてはならない。海軍も必死に部隊応援をなしたことも記憶しておきたい。

### 《前頁末尾より》

毎年度学校運営の状況について、教職員数、生徒数、生徒納付金額、学則、カリキュラム等で確認しているほか実績報告書や現地調査で帳簿等を確認し、補助金が交付要綱に定める学校運営に必要な経費に充てられているかを確認している。

また、私学振興助成法二条の規定は適用されないが、学校運営の透明性を確保させることが重要だと考え、公認会計士等による外部監査を実施するよう指導してきたところ、朝鮮学校を設置する学校法人兵庫朝鮮学園では平成29の年度分から公認会計士による外部監査を導入する。

委員(指摘のように、文部科学省の通達では1条校以外も外部監査の導入が望ましいとされている。今後は、一定額以上の補助を受ける専修学校・各種学校を設置する準学校法人にも1条校と同様に公認会計士等による監査報告の提出をするよう措置をとる必要もあると考えている。

いすれにしても、兵庫朝鮮学園に監査の実施方法や収支計算書、貸借対照表等の会計処理、表示方法などについて具体的な監査事項の内容を明示することによって、一層の会計処理の適正化と学校運営の透明性の確保を図っていきたいと考えている。

●和田有一朗委員 監査の実施方法について、いろいろと言っているというご答弁があった。しっかりとした監査法人で、大手の、全国的な、きっちりしているようなところでもやってもらって、透明性を高めると、やはり我々の税金が、公金が入られている訳であるから、透明性を高める。そういった上で、今聞いたが、12月に事業が実施される。それまでに、やっぱりそういうことを見たら、事業実施が妥当かどうかというのをも判断していくことも必要だと思つので、改めてお願いします。

今月の新聞報道・ニュース等

道立高教員が生徒に反安保法署名要請 北海道教委 処分へ

平成28年5月22日(日) 産経東京

北海道苫小牧市の道立苫小牧西高校で4月、教員が校門前で生徒らに安全保障関連法への反対を呼びかけるビラを配って署名を求めていたことが発覚し、道教育委員会が処分を検討していることが21日、分かった。生徒に政治的な文書を配布したり署名を求めたりして処分されるケースは異例。同校は即座に署名を中止させたが、教員が所属する高校教職員組合は「全く問題ない」と反発している。道教委や同組合などによると、教員2

人が4月26日朝に校門前の路上で、「安全保障法＝戦争法に反対する署名にご協力ください」などと書かれたビラを登校する生徒ら約200人に配布。うち1人は下校時間にも校門前で署名を集め、生徒2人が署名に応じた。文部科学省は昨年10月に出した通知で、教員による特定の政党支持、または反対するための政治教育や政治的活動などの禁止の徹底を求めている。

小1児童に反安保法の署名求めるチラシ 公立小で配布 千葉・松戸 「チェック不十分」

千葉日報オンライン 5月7日(土)

| 学校現場で安全保障関連法の反対活動などが行われた主な事例 |                                                                                                          |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成27年                        | 7月 堺市の市立小学校で、学童保育の男性指導員が廊下や教室に安保関連法の反対運動に使われる「アベ政治を許さない」と記したビラを掲示                                        |
|                              | 9月 新潟市の市立小学校で、教諭が担任学級の5年の児童13人に安保関連法に反対するビラを配布<br>埼玉県市立中学校で、男性教諭が担任学級の2年の生徒たちに安保関連法への反対デモを取り上げた記事のコピーを配布 |
|                              | 10月 宮城県の県立高校で、設問に「安保関連法(戦争法)」と表記した校内アンケートが配布される。部活動の一環で実施され、設問の原案は顧問の男性教諭が作成                             |
| 28年                          | 3月 千葉県の県立高校で、元教諭の男性が無断で持ち出した生徒の個人情報を使い、封書を送って卒業生に安保関連法廃止の署名を要請                                           |
|                              | 4月 千葉県の市立小学校で、女性団体から依頼を受けて1年の全3クラスに安保関連法廃止の署名を求めるビラを配布                                                   |

松戸市の市立小学校が新入生に対し、安全保障関連法に反対する署名を求めるプリントを配っていたことがのり分かった。女性団体が配布を求めてきたものを確認不足で誤って配ったとして、学校は保護者に書面で謝罪した。市教委は校長、教頭を近く厳重注意する方針。プリントは市内に支部がある女性団体が作ったチラシ1枚。団体の活動や就学援助制度の紹介などとともに、「戦争法の廃

止を求める2000万人統一署名に取り組んでいます」と、安保関連法への反対署名や団体への加入を求める内容が記載されていた。

市教委によると、プリントは入学式翌日の先月18日に、学校から保護者への手紙などと一緒に入学生児童64人に配られた。

同月上旬に団体が学校へ配布を要請し、一回は断ったが2回目に教頭が受け取り、内容や団体を詳しく確認せずに校長の許可を得て1年生の各クラスに渡した。他にも市内の約10校に同様の要請があり、配布を断ったものの、2校では校門の前で直接配布が確認されたという。

市教委は校長と教頭から事情を聴き、5月2日の校長会との日の教頭会で経緯を報告した。県教委にはの日に報告。保護者にも同日「特定の政治的意図はなかったが、誤解を与え申し訳ない」と謝罪する手紙を配布した。

公立小学校の政治的中立性に関わる問題で、市教委は「児童に配布する文書については、今後管理職が厳しくチェックするよう指導するとともに、マニュアル化を進めて再発防止に努めたい」としている。

誤配布ではない。日教組教員の確信犯だろう。何故学校名を出さないのだらう。旭町？

6月から施行される18歳選挙権が、益々心配だ。 丁情報 高岡昭一  
油断も隙もないな 増木

「LGBTは人権問題、しっかり取り組む」 自民・稲田氏

朝日新聞デジタル 5月7日(土)

今まで、自民党がLGBT(性的少数者)の問題に取り組むと言ったら、なんかこう場違いな感じを受けたが、私はこれは歴史観とか思想信条とかそういうことではなく、人権の問題で多様性の問題なので、政権与党の自民党がしっかりと取り組んで、LGBTの方々の理解を促進して、一つ一つの課題を解決していくことが重要だと思っている。

息子の親しい友人が当事者だったこともあり、LGBTの方々の問題にもしっかり取り組まなければいけないと思った。私は色んな人たちが自分らしく生きられる社会をつくりたいと思っている。(これまでの自身の主張と矛盾しているとの批判があるが)私自身は男らしさと女らしさということを言ったことは今まで一度もないし、男は男らしく女は女らしくすべきだということには思っていないし、自分自身もそんなふうにして育ってきていないので、自分としては全く矛盾はない。

(自民党内では「えっ」と思う人が反対だったり、すぐリベラルかなと思っていた人がLGBTの問題には全然理解がなかったりする。今まで自分を支援してくれたたくさんの人から、「なぜ、稲田さんがそんなことを言うのか分からない」と言われることもある。

でも、私はLGBTの問題に取り組んで、その理解を広めることが、実は一億総活躍社会そのものだと思う。誤解をされている方にも、しっかり説明していきたい。(東京・代々木公園で「東京レインボープライド2016」を視察後、記者団に対して)

の6 徳永です。

稲田政調会長は、この分野について勉強不足なだけです。「らしさ」は伝統文化の中核だということを知れば、やがて撤回されるでしょう。

「らしさ」をもっとも大事にしている人たちは、ゲイの人たちです。ハードゲイとはちがい、いわゆる「お姐系」のゲイは、「女」という文化に憧れ、これに同化して生きています。彼らは、ジェンダーフリーの対局にいます。

女という文化は、生殖を担う女を男性と区別して保護するために生まれてきたと考えています。子供の頃から、別々に育てるのは、思春期を迎えて、男友達と一緒に遊んで性的関係を結ぶと「女の子」だけが割をくうという不条理があるからです。子供を生んで母となった女の子を経済的に支えるのは、父母や親戚を含めた家族しかありません。そうしたことは、大家族に向かう要因となります。

おそらくは、一夫一婦を基礎とする今の家族は、明治時代から100年程度しか続かなかつたのであって、今は、日本人の性と文化に適合した婚姻制度を新たに構想する時期ではないかと考えています。イスラムのような一夫多妻に戻るか、現代の欧米のような緩やかな一夫一婦制に移行していくかということ。大家族という提案がありますが、それも一考ですが、核家族的な一夫一婦の婚姻制度とはずいぶんことなるところがあるはず。江戸時代の農村社会の家族制度については、詳しくないのですが、相続において家督相続の制度をとらないことには、大家族は維持できないはずですから、相続制度の構築とも関係させて考えなければなりません。

## 杉田謙一の歴史研究室・その2 憲法改正

草莽の記者 2016.05.16

様々な改憲論があり、復元論も。私は第2次明治憲法改正論の立場を主張。復

元改正論は復元論の前提であり同時に現行憲法が無効であるとの立場。しかし、70年の憲法体制の無効を宣言して動きうるのか。大いに疑問。解釈改憲で戦後ここまでやってきた。例えば九条。現行憲法の条文は陸海空軍その他の戦力はこれを保持しないとの文面は何ら変わらずとも、国防や国際支援のための自衛隊の存在は左翼政党ですらこれを認め、憲法学者もおおよそ自衛隊の存在を合憲の範囲に入れるほど許容範囲は広く、緩やかな判断となっているのが現状。明治憲法の改正時にあっても、8・15革命説を唱えねばならなかつた厳格主義の憲法学者もいたが、その厳格さは世に入れられず、結果「明治憲法の改正限界」の足かせすら取っ払って「明治憲法の改正として制定された昭和憲法」論にほとんどの憲法学者は組しているではないか。

厳格論に立つ学者文化人は「占領憲法・占領統治」論に立つ保守主義者にのみ存在し、「自衛権を認めぬ憲法に反対」と叫んだ野坂参三率いる共産党ですら柔軟解釈に走り自衛隊の存在を違憲と解していないようであるし、天皇の存在をも合憲とし、国会開会式に共産党すら参加する。全国の公務員も確かに職に就く際には「憲法擁護」の署名捺印をするのであるが、彼らも厳格主義は取らず、PKO参加の自衛隊の存在をみとめ、今は集団的自衛権を有すると解しうる「憲法」を遵守することを宣誓して公務員になる。いやならばサインを拒絶し、公務員につかなければよいだけである。しかし、公務員が現行憲法および憲法体制に抗議して自決したくない辞職したとの話は聞いたことがない。国立大学のそれも憲法学者が、国・政府の自衛隊合憲論に抗議して果てたとの報道も聞いたことがない。憲法学者を辞めたとも聞かない。それほどに学者公務員も含め、厳格主義者はいない。

いま、憲法停止を宣言して新憲法制定をなすより、憲法を読みぬき、憲法の上位にある条約や自然法の示す哲理を導入した明治憲法改正論に立つほうが国家の存立にとっては危険性は低いと言えるのではないか。まずは御名御璽の記載がある憲法であることを思えば陛下のお認めになられたものと判断しなくてはならない。しかし占領下での制定であり米軍コントロール下での制定であるため、とりわけ防衛に関しての表記は全く不十分であり、国際社会の激変の中では文面変更の根拠は十分ある。これを明治憲法の存立意義に立ち戻って第2回目の改正に着手するのであります。あくまで前提は明治憲法の存在。ここを規範として改正の部位を決め、新憲法を制定するとする。主な改正項目として緊急性の高い、非常事態への取り組みから入ればよい。国民の「帝国」言語に対するアレルギー反応は「帝国主義」の言葉からの連想であらうと思われる。ならば「明治憲法」の名にてこれを表し、改正憲法を「昭和憲法」来るべき国際平和への貢献をうたう改正を「平成憲法」と呼べばより国民の理解を得るでありましょう。ついでに我が国の国号も陛下の使われる正式な国号「大日本国」と正式に定めこの三つの憲法全体を「大日本国憲法」と称するの

も推奨したい。

現実、大日本憲法 というより 明治憲法と いったほうが、若者の心にはずっと入りやすいのは体験済みであります。同時に、改憲時には国民の熱気が成否を決める。常には日常生活に汲々とする市民に改憲を語っても響かない。これは幕末と同様。世に、この明治維新変革を自虐的に「外圧による変革であり自らの主体的な改革ではなかつた」と非難することが多いが、しかしこれなど当たり前のこと。国民の国防の危機意識とええじやないか運動に見られた伊勢参りの動き

があの一五〇年前の明治維新を成し遂げた原動力となつた。安定生活のなかで危機意識など芽生えるはずもない。国民の一体感も爆発的には生じない。そもそも人間が幸福に過ごしているとき、変革などは起こらない。必要がないから。しかし、東北大地震により日本国民はアイデンティティに思いを致し、熊本震災にて公を意識しだした。皇族の行幸をいただけは市民は奪い合うように小旗を持っていかれ喜んで手にされる。この皇室を思うエネルギーは純粹にして実に巨大なのであります。奉迎活動を推進する中でよく感じさせていただいて。この結果を指すべきなのです。初めて国旗を手にされた方の感想を聞けば日本人だなあと初めて思ったなど実に美しい言葉が返ってくるのです。

再来年は陛下のご即位三〇年の慶賀すべき年。同時にあの奇跡の明治維新の達成一五〇年の年。日本人が自らの存在の重要な意義を感じたとき、いかに左翼勢力が国を貶めようと画策しようと、国民の感性に火がとれば一気に時代は動く。その導火線の役割を国思うものが担うだけでよいのです。国民の感性に火がとるのには現実を覗けばよい。北朝鮮や韓国・チャイナの野望を示せばよい。アメリカの本音をトランプ氏に語らせればそれで済む。虚偽報道を報じるマスコミを止めればよい。要は日本人が世界の現実を目を向ければ、時代は変わる。チャイナの侵略主義の現実・日本を取り巻く諸国民の現実に国民が目を開けばよいのです。困難に立向かつた先人を深く学び語り継ぐことこそが時代の日本のためになる。

陛下御即位三〇年の慶事、明治維新一五〇年の祝賀の時の為、着実な努力を進めていくことが、日本を愛する者の最大のテーマであります。あと2年が正念場でありましょう。

# ヘイトスピーチ関連ニュース

## ヘイトデモ再び計画 6月に川崎、在日コリアン標的 5月17日(火)カナロコby 神奈川新聞

人種や民族への差別をあおるヘイトスピーチを根絶するための法律が国会で成立の見通しとなる中、在日コリアンを標的に川崎市川崎区でヘイトデモを繰り返している男性が6月5日にデモを計画していることが16日、分かった。集会とデモの集合場所として同区内の公園を仮予約し、人種差別団体「在日特権を許さない市民の会」(在特会)のインターネットサイトで開催を告知している。

男性は同市在住の津崎尚道氏で、富士見公園ふれあい広場と稲毛公園の使用を5月6日に仮予約した。市による通例、本申請は手続きの関係上、使用2週間前までに行われている。

津崎氏は2013年5月から計12回、川崎駅前の繁華街を中心に在日の殺害、排斥を唱えるヘイトデモを主催。昨年1月と今年1月は在日集住地区である川崎区桜本を目標けて実施し、津崎氏や参加者が「ゴキブリ朝鮮人は出て行け。敵をぶち殺せ」などと発言し、動画をインターネットで拡散していた。いずれも「川崎発!日本浄化デモ」と題し、今回は「川崎発!日本浄化デモ第三弾!」と告知している。

桜本を狙ったデモを巡っては、地域住民や抗議に駆け付けた市民が千人規模のカウンター(対抗)行動を展開。約160団体でつくる「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークが川崎市に対応を求めてきた。

できない」としてきたが、福田紀彦市長は12日、同ネットワークが3万1553筆の署名を手渡した際、「自治体としてやれることをやり、ヘイトスピーチが行われないようにする」と明言している。

在日コリアン3世、崔(チエ)江以子(カンイチヤ)さん(42)が再びのデモ計画を知ったのは15日夜。「悲しい。子どもが泣いた。それがつらい」

わが街、川崎・桜本に迫った差別主義者の一団に抗(あらが)い、母子は路上へ出て、差別をやめて共に生きようと呼び掛けてきた。

崔さんは顔と名前、心の傷までさらし、国会では参考人として一刻も早い法整備を訴えた。「わが子の目の前でゴキブリ、死ね、殺せと言われ、心は殺された。このままではいつか本当に殺される」。中学2年生の長男中根寧生(ネオ)さん(13)も院内集会で登壇し、署名集めの街頭にも立った。「大人たちがルールを作りオモ二(お母さん)や桜本の街やこの街の友だちを守ってくれろと信じているから」

ヘイトスピーチ解消法案が全会一致で委員会採決された12日、崔さんは寧生さんに「差別的根絶へ、法律という仲間が加わったよ」と伝えた。その3日後に告げなければならなかった悲しい知らせ。無言で流すわが子の涙に、ツイッターで「絶望」とつぶやいた。

名乗り出たことでインターネット上で中傷が届くようになった。それでも崔さんは顔を上げる。桜本の路上から発した声は国会へ届いた。信じた子どもたちの気持ちは報われた。ヘイトスピーチは許されないと宣言する法律が成立目前に迫った歩みは止まらない。止めさせない。

「この法律ができたプロセスを支えに、差別をやめて共に生きようと毅然(きげん)と呼び掛けていく。川崎市には、できることを一緒に考えましようと呼び掛けたい」

法整備の動きやヘイトデモへの批判の高まりを受け、公園を管理する市みどりの企画管理課は「前回と同様のデモが行われると想定し、従来通りに許可という判断でいいのか検討している。顧問弁護士に相談するなどして結論を出すことになる」と話している

### 【続報】

正確な情報でないので恐縮だが、市は公園の使用を断つたらしい。そのことであるマスコミから意見を求められた。

私は市の措置は当然だと思う。行政は当然法令にしか基づくことはできないから「下品な行為が予想される団体には使用させない」とは言えない。しかし、このヘイトに関しては前科団体だから、当然今回もヘイトデモになることが容易に予想できる。だからヘイトの片棒は担げない。当然ではないか。

先日、ヘイト団体を支持するある女性から、「ヘイトをすることにより、朝鮮問題一般の人にも周知できた。カウンターの来るのが論より証拠。」などと言う独善的な主張を聞いた。あきれてものも言えない。

ともかくにも、公道では子供も見ている。アホなことは絶対するな、させるな。

## ヘイトスピーチ対策法、成立へ13日に衆院送付

5月2日(水) 時事通信

人種や国籍などの差別をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)対策法案が国会で成立する見通しとなった。

同法案を審議する参院法務委員会が11日の理事懇談会で、12日の採決で合意。民進党など野党も賛成し、13日にも本会議で可決、衆院に送付される運びだ。

法務委では、与党案と民進党などが提出した野党案が並行審議されている。12日に採決するのは与党提出の修正案。野党案を採決するかどうかは引き続き協議する。

与党修正案は、ヘイトスピーチについて「生命や身体に危害を加える旨を告知し、著しく侮辱するなど、外国出身者であることを理由に、地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」と定義。野党の要求を受け、「侮辱」を追加した。その上で、政府に対し、こうした言動の解消に向けた教育などの推進を求めている。

ただ、憲法の表現の自由との兼ね合いから、罰則は設けなかった。

### 東京都 空花正人

本件傍観しておりましたが、ささやかなコメントをします。

そもそもが、国連人権委員会がどうのこうのという前に、我が国でも法制化しなければならぬほど、在日特権を許さない市民の会(創設者桜井誠氏)たちの、「不快な言動」を、野放しにしてしまっただことによります。

小生NPO法人百人の会の理事ですが、大阪、京都における閉戸(ヘイト)門を閉める(の実態や、関東では川崎や小平市の例など、常識人として受忍限度を超えたヘイトデモは「自粛」してほしいと願っています。(体を張ってまでデモを止められない心の弱さを感じてはいませんが)

一部の跳ね上がりの行為が、頑張りニッポンなど真つ当な政治デモ、日の丸・

国旗を林立したテモに対する「嫌悪」(ハイト)を招き、街宣右翼のイメージ強化に繋がるのです。

「ハイトスピーチ取り締まりではなく、ご遠慮願う、理念法案」は、私は、ストーカー禁止と同じ意味合いを感じています。人が嫌だと思ふことを一方的に迫ってくることは、その当事者からすれば言論・表現の自由でしょうが、止めてくれと求めている以上、法的に救ってやらねばならないと思います。

かつて日本人で、昭和27年に無国籍になった朝鮮半島出身者(およびその子孫)の人々が、さっさと「地上の楽園」に帰らず、「自分の意思で」在留し、道義的温情で日本人同様の待遇を得ているために、これを在特会は特権と称して攻撃している。しかし普通に静かに暮らせばいいものを、社会的歴史的弱者だと言つてやたらと「権利」を主張し、人権派弁護士やメディアがよいしょするから、ますます嫌う人が現れる。

犯罪を犯しても、報道では日本人的通名で庇ってもらうからおかしいじゃないかといわれる。腹いせに在日居住区に押し掛ける。(下記記事参照)

「ハイトの定義は、「竹島を返せ」「拉致被害者を返せ」という政治的主張の裏で、●人は死ぬ、帰れ、ゴキブリ」という言動を云います。

韓国大使館や露西亜大使館前、あるいは米国大使館や米軍基地での政治的主張はオーケーですが、「ヤンキーゴーホーム」を米軍人家族居住区でやれば、それが本法の対象になります。

いずれは「爆買いはやめろ」と支那人旅行者に対して吐きかける言葉も閉戸になるでしょう。

私は、此のハイト法は、使いようがある両刃の剣として理解しています。韓国での日本国旗焼却や政治家写真肖像の棄損などを取り締まれと、韓国側に要求す

る根拠にもなりません。慰安婦少女像撤去も迫れます。日本人に対する誹謗・侮辱・誣告に当たるからです。

本法は、事前にテモの許可を与えないというでもなく、実際に警察官がテモ行進を禁止したり、逮捕できるだけの権限を与えるものではなく、あくまでも理念法であって、治安維持法のような即効的強制力はありません。しかし、男女共同参画の時と同じような理念法ゆえに、今後は自治体の条例制定などにつなげていくことは間違いではないでしょう。それが「小さく産んで大きく育てる」反体制運動の巧妙なやりかちです。安田浩一氏など法制化を求めてきた人々はそのことを正直に認めています。

しかし、このハイト関連法案の究極の狙いは、部落差別解消法案成立でしょう。政治取引の臭いがします。こちらは衆議院でもうすぐ採決されます。

M情報 増木重夫

まずハイト諸君にお聞きしたい。君たちは何がしたいの。在日特権を廃止したいの、それとも在日に罵声を浴びせて快感を味わいたい。日本は「議会制民主主義」って知ってる? 訳が分からない。

そもそも、私はハイトスピーチ対策法は絶対反対。国旗国歌法と同じで当たり前のことを法制化することはおかしい。ハイトスピーチ(私は暴言や罵声も広い意味でハイトイスピーチと考え)がダメなことは今更論じる話でもない。

ハイト規正法ができたということは、ハイトスピーチをする人がいるから。そんな人がいることが国家の恥だと思つ。

ハイトスピーチのおかげで、街宣ハイトスピーチの構図になり、正常な街宣活動もやりづらくなつてしまった。迷惑この上ない話である。 増木

教育公務員の公職選挙事前運動禁止に関する行政措置請求  
横浜の教育を考へる会 湯澤 甲雄  
成28年6月2日

教育公務員の公職選挙事前運動禁止に関する行政措置請求

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
内閣官房長官 菅 義偉 殿

教育公務員の政治的行為については、教育公務員特例法(以下「法律に優先しない法」)第18条1項により国家公務員の例によると定められています。同2項により、政治的行為の違反者に対する罰(6年以下の懲役又は100万円以下の罰金)適用が除外されています。

国家公務員法(以下「法律に優先する法」)第102条(政治的行為の制限)は、「職員は、政党又は政治的目的のために、(中略)一選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない」と、全面的に禁止しています。

また、人事院規則147(政治的行為(適用の範囲)1234項においても全面的に禁止されています。(政治的目的の定義)の項1号「規則147(1)に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること」についても、全面的に禁止しています。

一方、国家公務員、教育公務員を含む公務員全般に適用される公職選挙法第106条の2(公務員等の地位利用による選挙運動に禁止)においてもほぼ全面的に禁止されており、違反者には同法第106条の2(公務員等の選挙運動等の制限違反)2項により、「2年以下の禁固又は60万円以下の罰金に処する」とされています。

上記に述べた法規については、教育公務員特例法10項の刑罰適用除外規定以外に格別の問題はありませぬ。

問題は、内閣総理大臣の足下に居る人事院事務総長が国会の議決も経ることなくとんでもない通達を発して、国家公務員法第102条のうち公職選挙に係る規定を大幅に緩和して、教育公務員の公職選挙の事前運動を制限対象から外してしまつたことです。

そこで以下の行政措置を請求します。  
1、昭和24年10月21日法審発第2078号人事院事務総長通達「人事院規則147(政治的行為)の運用方針について」4項、政治的行為(1)政治的目的(1)第一号関係の全文を削除すること。  
2、前項の削除により、公職選挙運動が全面的に禁止されることとなりますので、違反者には当面公職選挙法106条の2に規定する罰則を適用するものとする。根拠法規は、教育公務員特例法第108条2項の罰則免除規定が、公職選挙法の罰則規定に優先するものではないことによる。

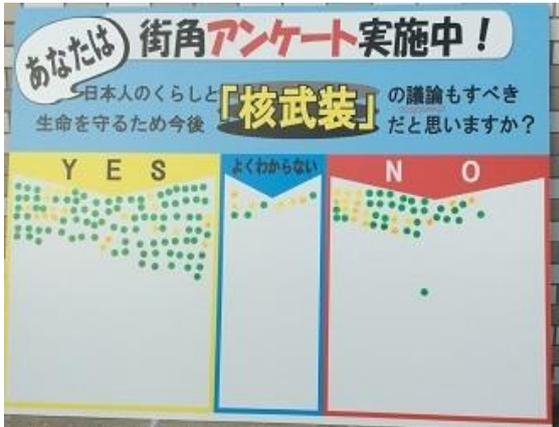
3、上記行政措置を可及的速やかに実施すること。以上

本紙の版下が出来上がったから湯澤氏から原稿をいただいた。内容が実にタイムリー。だからどうしても載せたい。今から選挙に向け、またあちこちで安倍政権が気に食わない人たちが暗躍し、学校等の公的な場所で、安倍批判のポスターを貼ったり、校門の前で声配り。また、ちよつと選挙前が期末試験の時期と重なる。賢い連中は試験問題に、暗に安倍批判をしたり、それとなく特定政党の応援をする文言を刷り込む。そういう手も使うのだ。我々のできることに。それは徹底監視。発見したら、即ご連絡を!

核武装議論の是非を問う街頭調査



「安全保障を議論しよう」と呼びかける増木重夫



街頭アンケートの結果 (H28-5-24 17:00)

核武装の是非を考える会では、5月15、16、17日大阪なんば高島屋前で、同日、24日梅田新道南西角で、元陸

将補、拓大教授矢野義昭先生(参議院選挙、おおさか維新全国比例候補予定)に、世界情勢の現状、我が国の防衛体制等の解説をお願いし、「あなたは核武装の議論に賛成ですか?、反対ですか?」と問う街頭調査を行った。今流行のボード板にシールを貼ってもらう方法だ。5日間の結果は賛成約180人くらい、反対60人くらい。圧倒的に反対が多い。カラーでないのが残念だが、男性緑シール、女性黄シール。シールのなかの数字はおおよその年齢。(女性は10歳くらい若く書く。運動にはこの配慮が大事?)

ゆる前は「反対」が圧倒的に多いと思っただ。ところが結果は逆。男性が7割。若い女性はほとんど皆無。核武装も除外せず、我が国の安全保障を議論すべき時が来たように思う。また、5月23、24日、矢野先生主催の勉強会があったので出席。この勉強会が実に楽しかった。会場の真ん中に線を引き、左右に分ける。そして自分の思想信条に関係なく、方や賛成討論、片や反対討論。そして今度は賛成、反対を入れ変える。法曹界では検事が弁護士になったりその逆もある。ディベートだ。実によく議論が整理できる。さすが教授!

意に反した討論は実に難しい。ディベートで己の議論に力を付ける。そして辻元清美氏を論破する。自己採点で「勝った」「勝った」といってもダメなのだ。【矢野語録】我が国の自立を大いに議論しなければならぬ。傘の傘下は安全か。防衛に資力を投じられないならば核武装も選択肢。所有するなら、小型化しジェノサイドの批判が出ないようにピンポイント攻撃がなせるまで精度を挙げる。トランプの核所有容認発言を待つかも。なく、議論すべき時が来たようだ。

編集後記

舛添東京都知事が何かと叩かれている。私は基本的に寛大。少々公用車を乗り回してもそのネタ元が良くない。『文春』。文春はいまやパラッチ。問題は舛添氏が仕事をしたか否か。そして「せいせい」そこを都民は許さない。私に言わせると「選んだのは都民だ」と言いたいのが、

そこは目をつむり、そういった都民の日常の思いが一気に爆発したようだ。彼はなぜ(心が)貧乏なのか。それは貧乏人が撰んだから。と言ったら言い過ぎだろうか。国、行政に「give」を求めたのではなく、今一度「take」を考えてみよう。慎太郎ならここまで叩かれないだろう。違法の有無は裁判所が、徳の有無は選挙で裁く。 増木

活動資金(協力)のお願い

郵便振替 00980-8-245547 MASUKI 情報デスク  
口座番号 099-0245547 MASUKI 情報デスク  
〒100-0001 東京都千代田区千代田 4-3-49 普通 増木重夫

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。『M情報』は、後記のサポートしている団体にこの縁のあった人の名簿を管理し、『M情報活動報告』を現在のごとく毎月全国約5千(目標1万)部発送しております。このレポートにもありますように、私も子供達に誇りある国を残すため、日々命がけで戦っています。ところが問題は活動資金。今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

- カンパ金の主な使途  
下記サポート団体の、  
・ 活動の資料等の発送費・道路、公園  
使用申請料・交通費、通信費・資料、  
CD等の制作費・備品購入費等  
○ M情報がサポートしている主な団体  
・ NPO 法人百人の会 ・ 救国会大阪  
・ 米国に原爆投下謝罪を求める会  
・ 憲法一条の会  
・ 英霊を被告にして委員会  
・ 竹島を奪還する会・関西  
・ 靖国神社に眠る御霊に感謝する会  
・ 大阪の公教育を考える会、他

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとってありますが、「活動の報告書」です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願ひいたします。

- ◇ 前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

原稿・同封資料の募集について

掲載ご希望の論文、情報等ございましたらご希望の表記事務所までお送りください。また、弊紙は郵メールで発送いたします。

諸情報のメール配信について

『M情報』では、日々、全国各地の仲間から、または情報収集の専門家から情報が送られてきます。それをメールで転送します。内容はどこよりも詳しく多種多様。『量が多過ぎるお叱り』を致すの

明治23年6月サルタン・ムハメッド5世の勅命を受けて明治天皇に対し、トルコ最高の名譽勲章奉呈のため、横浜港に到着し、日土親交の大役を果たした船それがエルトゥール号でした。

3ヶ月間の親善の会に参加していよいよ母国に帰ることになったのです。

9月16日のこと。帰路の熊野の海は、朝から風雨が激しく荒れ模様、夜になりさらに風雨は激しくなり、怒涛にもまれてエルトゥール号は、樫野崎灯台下の船甲羅の岩礁へぶつかってしまったのでした。同夜9時頃、艦は真っ二つに裂け、10時半頃ついに沈没し。特使のオスマン・パシャ以下650名が海に投げ出されたのです。

そのうち士官ハイダール以下69名は、波濤の中、艦の破片にすがって約3時間ほど漂流し、陸にはい上がり、灯台に助けを求めたのでした。避難の将兵69名中健全なもの6名、軽傷63名。

村民らはこの異様な姿の外国人が難破した船の乗組員と知るや各戸に蓄えている甘藷と、飼っている鶏を提供、しかし、乏しい大島の食料は遭難者のために一夜にして底をついてしまったのです。それにもかかわらず村民はこれら遭難者のため、蓄えている食料すべてを喜んで提供したのでした。

その後一週間にわたり人夫百数十名により、他の遭難者の捜索につとめ、アリベ艦長ほか219名の遺体を収容。オスマン・パシャ以下残り362名は残念ながらついに遺体すら発見されなかった

といえます。

発見された遺体は、ハイダール士官立ち会いのもとに、遭難した船甲羅が真下に見える樫野崎の丘に埋葬しました。

この時、結成したばかりの日赤は連絡を受け、ただちに大島村に医師2人、看護婦2人を派遣、救助に当たったのでした。

翌明治24年（1891年）、県知事ほか有志により義援金が集められ、墓碑と遭難追悼碑が建てられ、同年3月7日に追悼祭を行い、遭難した人々の霊を弔ったのです。

その時山田寅次郎なる人物がいたのでした。彼は年齢20代半ばの一介の民間人でしたが、同じアジアの民として、犠牲者の悲しみを黙視できないと1年かけて約5000円（現在の価値で約1億円）の義捐金を集めることに成功。それを持って外務大臣青木周蔵の下を訪ねたのです。これを差し上げて欲しいと。

ところが青木大臣は「日本人の気持ちから詰まったこの義捐金は、君の義心から出たことだから、君自身の手で届けたまえ」と彼に要請、よって彼は単身トルコへ赴き義捐金を届け、その後オスマン・トルコ皇帝アブドゥル・ハミド二世に謁見。友好の証として山田家伝来の鎧兜と太刀を献上したといえます。

この時、トルコ側からの強い要請で、寅次郎はトルコの士官学校の日本語教師となり、日本語を青年将校たちに教えたのです。そして民間大使として以後第一次世界大戦勃発までトルコに止まります。

彼が滞在する中、1904年に日露戦

争が勃発。

当時のトルコは1877年にロシアとの戦争で敗北し、多くの領土をロシアに奪われていました。そしてその後ロシアの伝統的な南下政策に悩まされ続けていたのです。よってトルコは同じく南下政策に苦しむ日本に対して非常に同情的であったのでした。

とはいえ余りにちがう日露の国力。トルコはしかし意地をしめし、日本海海戦の前、ロシアの艦隊が出撃出来ないようにボスボラス海峡を監視・封鎖して日本を助けたのです。そしてその戦はまさかの大逆転。

その後、共通の敵たる、帝政ロシアとの間で行われた日露戦争の勝利をもっとも喜んだのもトルコでした。

引き揚げる艦隊の悲惨な姿を見て驚いたのがケマルパシャ。彼は白人国家を倒した日本を絶賛し、われらもいつかその日をと政治運動にはいり、ついに変革運動に勝利し、初代大統領になったのです。

かれは明治天皇を尊敬し、寢室には陛下の肖像画が飾られていたといえます。

このケマルパシャが青年将校だった時、日本語と日本について教えていたのが山田寅次郎だったのでした。

国民も元帥を敬愛しその名「東郷」にちなんで「トーゴ」と言う名前も多くの我が子につけたといえます。

トルコは日本が敗戦後、独立した時、

2016.05.26 草莽の記  
 楽天プロフィール XMI  
 明日は海軍記念日です。バルチック艦隊殲滅とトルコ  
 カテコリ：カテコリ未分類  
 海軍記念日に思う  
 明日五月二十七日は海軍記念日です。日本が南下政策をひたすら走りつづける大國露西亜を日本海海戦でやぶってしまった歴史的な日であります。  
 無論東郷平八郎の優れた戦術や乗組員の過酷にして徹底した訓練の賜物であるの言うを俟ちませんが、世界無敵のバルチック艦隊の撃破が出来たのはそれだけではありませんでした。  
 日本侵略を企てる露西亜艦隊をスエズを通さず、アフリカの南を通させてしかも不良石炭をバルチックに艦隊に売って性能を弱め日本支援をしたのはトルコの親日の人々だったのであります。ではなぜ。  
 よく知られたトルコ軍艦 エルトゥール号の遭難の話しを思い出してしましよう。



コミッションナーがいくら偉くても刑事事件まで裁くことはできない。

そもそもそう言った、コミッションナー中心のNBP君主国の体質に

問題があるのではないか。NBPも社会の一部分。であるなら、社会のルール

(刑法違反をしたなら警察)にしたがう。そのことを忘れ、

まるで、自分たちの世界は自分たちで裁く特権がある、と思っているかのような行為。

そこに全ての原因があるような気がする。各位、ご意見をお聞きたい。

増木

巨人また野球賭博…高木京が関与 球団社長「痛恨の極み」

デイリースポーツ 3月8日(火)6時47分配信

巨人また野球賭博…高木京が関与 球団社長「痛恨の極み」

巨人・高木の野球賭博が発覚し謝罪する久保博球団社長(左)と森田清司執行役員総務本部長コンプライアンス担当

巨人は8日夜、東京都内の読売新聞本社で会見を開き、高木京介投手(26)が野球賭博に関与していたことを明らかにした。元オーナーの渡辺恒雄最高顧問(89)、白石興二郎オーナー、桃井恒和球団会長が辞任することも発表した。

【写真】不祥事との関わりについて語った巨人OB投手

巨人の久保博球団社長が会見し、「野球賭博に関与した疑いが本日新たに明らかになりました。コミッションナーに告発することになりました。痛恨の極みです」と頭を下げた

### 草莽の記

米国依存国家から自立国家への大転換を2016.05.06

楽天プロファイル XML

米国依存国家から自立国家への大転換を

さて、米国ではトランプ旋風が吹き荒れ、大統領に到達しそうな勢い。対日発言もさらに過激さを増す。腹黒いアメリカがオブラートを脱ぎ去ってがさつさを前面に出し始めたようである。対日政策も短気にして短絡的な利害関係だけで進み始めるのかもしれない。日本に駐留する米軍の経費を「思いやり予算」内の日本負担では満足せず、全額負担せよと迫るといふ。

かつてアメリカは政策の違いから南北戦争をおこした。統治権の奪取をなしたのは、保護貿易論の立場に立つ北部の勝利、リンカーンが勝利したのであるが、当時のアメリカは北部の産業保護が必須。南部は海外貿易を活性化する立場。1858年の日米修好通商条約を結んでのち、すぐに内戦が始まり、結果明治維新直前には日本へのコミットができない状況。その合間に日本は明治維新を成し遂げた。日本の敵は英仏2国のみ。ロシアはクリミア戦争で敗退し、自国の農奴解放など国内問題処理に必死にならざるを得ず、日本へのちょっかいはできない状態であった。幕府側にはフランスが、薩長側には

はイギリスが支援に入って下手をすれば両国の代理戦争にされる危険があったがここは勝海舟・西郷隆盛の江戸城無血開城の合意により危機を脱した。要は米・露の介入なしに維新がなせたとの幸運があった。

さて、今回。米国の共和党政権が樹立されトランプ氏が国益至上主義経済個人主義を身にまとして出現するとうなるか。巨大な覇権主義国家に衣替えしたチャイナと、日米同盟にさほどの認識を持たず、チャイナ・ロシアとも利権共有関係を目指す米国との手打ちがなされる危険性は極めて大きいのではないか。ニクソンショックどころではない激震が日本に走るのではありません。

軍事にとどまらず経済も。甘利氏が日本の主張を極力挿入したTPPもアメリカにとつては不満の種。批准なき段階でご破算にしてチャイナを入れ、チャイナの意向に合わせて新たな経済条約にして迫ってくるかもしれない。

しかし、これは日本自立の最大のチャンスになるかもしれない。いやしくしてはならない。不使用兵器である核を米軍フレンチの代わりに配備することも考へるべきであろうし、防衛手段の国内生産への切り替え、エネルギーも石油からメタンハイドレードや水素・原子力発電再開・再処理技術の獲得などへの転換等。外交もロシアとの関係新構築、道義国家連合のアジア新秩序形成など。

積年の米国追随政策は正に向け、今から最大の準備をすべきであります。要は日本自立国家樹立へ向けあらゆる分野で変革を遂げるべき時が来たのであります。

|||||

……に長期にわたる抑留または拘禁の後の自白は、これを証拠とすることはできない。何人も自己に不利益な自白だけによって是有罪とされず、または刑罰を科せられない。

第111条、被告人はどんな場合にも弁護の権利を保障され、事件の資料について精通する権利と法廷において自国語で陳述する権利とを保障される。

第112条、どんな行為もあらかじめ法律によってこれにたいする罰則を定められたものでなければ刑罰を科せられない。刑罰は犯罪の重要さに応じて科せられる。何人も同一の

行為のために二度処罰されることはない。第113条、死刑はこれを廃止する。第114条、国家は裁判の結果無罪の宣告をうけた被告人にたいしては精神上、物質上の損害を賠償しなければならない。

第115条、受刑者の取扱いは人道的でなければならぬ。受刑者の労賃と労働時間は一般企業の労働条件を基準として決定される。

第116条、女子の被拘禁者にたいしては特にその生理的特性にもとづく給養を保障し、妊娠、分娩の際には衛生的処置を保障しなければならない。

第117条、刑罰は受刑者の共和国市民としての社会的再教育を目的とする。受刑者にたいして合法的に科された刑罰を更に加重するような取扱を行った公務員はその責任を問はれる。

第118条、受刑者を含む被拘禁者にたいして進歩的民主主義的出版物の着読を禁止することはできない。

第119条、勤労にもとづく財産および市民としての生活に必要な財産の使用・受益・処分は法律によって保障され、その財産は相続を認められる。社会的生産手段の所有は公共の福祉に従属する。財産権は公共の福祉のために必要な場合には法律によって制限される。

第120条、人民は性別を問はずすべての国家機関の公務員に選任される権利をもつ。

第121条、人民は個人または団体の利害に關しすべての公共機関に口頭または文書で請願または要求を提出する権利をもつ。何人もこの請願または要求をしたためにどんな差別待遇も受けることはない。

第122条、女子は法律的・経済的・社会のおよび文化的諸分野で男子と完全に平等の権利をもつ。

第123条、婚姻は両性の合意によつてのみ成立しかつ男女が平等の権利をもつ完全な夫婦を基本とし純潔な家庭生活の建設を目的とする。家庭生活において家長および男子の専横を可能とする非民主的な戸主制ならびに家督相続制はこれを廃止する。

第124条、勤労にもとづく財産および市民としての生活に必要な財産の使用・受益・処分は法律によって保障され、その財産は相続を認められる。社会的生産手段の所有は公共の福祉に従属する。財産権は公共の福祉のために必要な場合には法律によって制限される。

第125条、人民は性別を問はずすべての国家機関の公務員に選任される権利をもつ。

第126条、人民は個人または団体の利害に關しすべての公共機関に口頭または文書で請願または要求を提出する権利をもつ。何人もこの請願または要求をしたためにどんな差別待遇も受けることはない。

第127条、女子は法律的・経済的・社会のおよび文化的諸分野で男子と完全に平等の権利をもつ。

第128条、婚姻は両性の合意によつてのみ成立しかつ男女が平等の権利をもつ完全な夫婦を基本とし純潔な家庭生活の建設を目的とする。家庭生活において家長および男子の専横を可能とする非民主的な戸主制ならびに家督相続制はこれを廃止する。

十分に保護される。

第129条、人民は労働の権利をもつ。すなわち労働の質と量にふさわしい支払をうける仕事につく権利をもつ。この権利は民主主義的経済政策にもとづく失業の防止、奴隷的雇傭関係および労働条件の排除、同一労働に対する同一賃銀の原則、生活費を基準とする最低賃銀制の設定によつて現実に確保され、労働法規によつて保障される。

第130条、勤労者の団結権、団体交渉・団体協約その他団体行動をする権利は保障される。被傭者は企業の経営に参加する権利をもつ。

第131条、労働の期間および条件は労働者の健康、人格的威厳または家庭生活を破壊するものであつてはならない。十八歳以下の未成年者はその身心の発達を阻害する労働にたいして保護され、十六歳以下の幼年労働は禁止される。

第132条、人民は休息の権利をもつ。この権利は一週四十時間労働制、一週一日・一年二週間以上の有給休暇制、休養のための諸施設ならびに労働諸法規によつて保障される。

第133条、勤労婦人は国家および雇主からその生理的特性にたいする配慮をうけ、産後の有給休暇、母子健康相談所、産院、保育所等の設備によつてその労働と休息の権利を保障される。

第134条、人民は老年、疾病、労働災害その他労働能力の喪失および失業の場合に物質的保障をつける権利をもつ。この権利は国家または雇主の負担による労働災害予防設備、社会保険制度の発展、無料治療をはじめとする広汎な療養施設によつて保障される。

第135条、家のない人民は国家から住宅を保障される権利をもつ。この権利は国家による新住宅の大量建設、遊休大建築物、大邸宅の開放、借家人の保護によつて保障される。

第136条、すべての人民は教育をうけ技能を獲得する機会を保障される。初等および中等学校の教育は義務制とし、費用は全額国庫負担とする。上級学校での就学には一定条件の国庫負担制を実施する。

その2、企業家はその経営の便宜のために被傭者の就学を妨げることができない。

第137条、日本人民共和国は人民の科学研究、芸術的創造の自由を保障し、人民のあらゆる才能と創意の発展を期し、研究所、実験所、専門的教育機関、文化芸術諸施設を広汎に設置する。

第138条、日本人民共和国は民主主義的活動、民族解放運動、学術的活動のゆえに追究される外国人にたいして国内避難権を与へる。

第139条、日本人民共和国に居住する外国人の必要な権利は法律によつて保障される。

第140条、人民は日本人民共和国の憲法

を遵守し、法律を履行し、社会的義務を  
励行し、共同生活の諸規則に準拠する義務を  
もつ。

### 第3章 国会 編集

第42条 日本人民共和国の最高の国家  
機関は国会である。

第43条 国会は主権を管理し人民にた  
いて責任を負う。

第44条 国会はつぎの事項を管掌する。

1. 内外国政に関する基本方策の決定。

2. 憲法の実行の監視。

3. 憲法の変更または修正。

4. 法律の制定。

5. 予算案の審議と確認。

6. 政府首席の任免と首席による政府員  
の任免の確認。

7. 国会常任幹事会の選挙、国会休会中  
において常任幹事会の発布した諸法規の  
確認。

8. 人民から提出された請願書の裁決。

9. 日本人民共和国最高検事局検事の任  
命。

10. 会計検査院長の任命。

11. 各種専門委員会の設置。

第45条 国会は法律の定める定員数か  
らなる代議員によって構成される一院制  
議會である。

第46条 日本人民共和国の立法権は国  
会だけがこれ行使する。

第47条 代議員として選挙され、かつ  
代議員を選挙する資格は、政治上の権利  
を有す

る十八歳以上のすべての男女に与られ  
る。選挙権、被選挙権は定住、資産、信  
教、

性別、民族、教育その他の社会的条件に  
よるどんな差別、制限をも加へらわれない。

第48条 代議員の選挙は比例代表制に  
もつとき平等、直接、秘密、普通選挙に

よつて  
行はれる。

第49条 代議員はその選挙区の選挙民  
にたいして報告の義務を負う。選挙民は  
法律の  
規定に従つて代議員を召還することがで  
きる。

第50条 国会は四年の任期をもつて選  
挙される。

第51条 国会は代議員の資格を審議す  
る資格審査委員会を選挙する。国会は資  
格審査  
委員会の提議により個々の代議員の資格  
の承認または選挙の無効を決定する。

第52条 国会は必要と認められた場合には  
すべての問題に関して査問委員会および  
検査委  
員会を任命する。すべての機関および公  
務員はこれらの委員会の要求に依つて必  
要な  
資料と書類を提供する義務を持つ。

第53条 国会の会期は年一回を原則と  
する。臨時国会は国会常任幹事会の決定  
および  
代議員三分の二以上の要求によつて召集  
される。

第54条 国会は代議員数の三分の二以  
上の出席によつて成立する。

第55条 法律は国会において代議員の  
単純多数決によつて成立し、国会常任幹  
事會議  
長および書記の署名をもつて公布される。

第56条 国会における議事はすべて公  
開とする。

第57条 国会は議長一名、副議長二名  
を選挙し、議事の進行、国会内の秩序の  
維持に  
あたらせる。

第58条 代議員は国会の同意がなくて  
は逮捕されない。国会の休会中は国会常  
任幹事  
会の承認を必要とし次期国会の同意を要  
する。

第59条 国会には代議員の三分の二以  
上の決議にもつとき解散を告示する権限  
があ  
る。

第60条 国会の任期が満了するかまた  
は国会が解散された場合には、四十日以  
内に総  
選挙が施行される。

第61条 総選挙施行後三十日以内に前  
国会常任幹事会は新国会を召集する。

第62条 国会は二十五名の国会常任幹  
事会を選挙する。

第63条 国会常任幹事会は議長および  
副議長各一名を選挙し、議長は日本人民  
共和  
国を代表する。

第64条 国会常任幹事会はつぎの事項  
を管掌する。

1. 国会の召集および解散、総選挙施行の  
公告。

2. 国会休会中政府首席による政府員の任  
免の確認 ただしこれについては国会の  
事  
後確認を必要とする。

3. 国会の決定による人民投票の施行の公  
告。

4. 政府の決定および命令のうち法律に合  
致しないものの廃止。

5. 赦免権の行使。

6. 国際条約の批准。

7. 外国における日本人民共和国全権代表  
の任命および召還。

8. 日本駐劄外国代表者の信任状および解  
任状の受理。

9. 民主的栄典の授与。

第65条 国会の任期が満了するかまた  
は国会が解散された場合には、国会常任  
幹事  
会が新に選挙された国会によつて、新国  
会常任幹事会が選出されるまでこの権限  
を保  
持する。

第4章 政府 編集

第66条 政府は日本人民共和国の最高  
の行政機関である。政府首席は国会によ  
つて任  
命され、首席の指名にもつとき国会の承  
認をえた政府員とともに政府を構成す  
る。

第67条 政府は国会にたいして責任を  
負い、国会の休会中は国会常任幹事会に  
たいし  
て責任を負う。各政府員は政府の一般政  
策について全体的に、個人的行動につい  
ては  
個人的に責任を問はれる。

第68条 国会が政府にたいする不信任  
案を採択した場合には政府は総辞職す  
る。

第69条 政府は次の事項を管掌する。

1. 一般的中央行政事務の遂行のために  
現行諸法規にもつて決定又は命令  
を発布  
し、かつその執行を検査すること

2. 各省およびその管轄下にある国家の  
諸機関を統一的に指導すること

3. 日本人民共和国の発展、公共の秩序  
の維持および基本的人権の保障のため  
に必要  
な諸措置の施行

4. 各省に附属する特別委員会または事  
務局の組織

5. 対外関係の一般的指導

6. 政府の権限に関する問題につき各省  
の訓令または指令もしくは地方議會の  
決定ま  
たは命令で国法に合致しないものの取  
消

第70条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第71条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第72条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第73条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第74条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第75条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第76条

その1. 政府の命令は日本人民共和国の  
全領域にわたつて施行される。

その2. 政府の命令の公布には当該政府  
員の署名と首席の副署を必要とする。

第9章 国家財政 編集

第71条 国家財政の処理には国会の議決を必要とする。

第72条 租税の賦課および徴収は変更されない限り一年を限つて効力をもち、消費税はこれを廃止する。

第73条 国費の支出または国家債務の負担は国会の議決を経るを必要とする。

第74条 政府は毎会計年度の予算を作成し、国会の審議をうけ承認をえなければならぬ。

第75条 国家財政の決算はすべて毎会計検査院の検査をうけ、政府は次年度にその検査報告とともにこれを国会に提出しなければならない。

第76条 会計検査院長は国会によつて任命され、職務の遂行につき国会に責任を負ふ。

その3. 会計検査院の組織と権限は法律によつて定められる。

第77条 日本人民共和国はその領土内に、地方制度(村、町、市、県等)を認める。

地方制度は法律にもとづいて運営される。

第78条 地方制度は第四十七条、第四十八条を基準とする選挙法によつて選挙される。

地方議会(村会、町会、市会、県会等)を基礎として運営される。

第79条 各級の地方議会はそれぞれの行政機関を選任する。行政機関はそれぞれの地方議会ならびに上級機関に責任を負ふ。

第10章 司法 編集

第80条 各級の地方議会はそれぞれの行政機関の活動を統轄し地方予算を審議、確認し、法律の範囲内において地方的問題を議決しまたは命令を發布する。

第81条 政府機関の地方支部の活動は地方の権力機関の行政と合致するよう法律によつて調整される。

第82条 裁判はこれを公開しその審理には陪審員の参加が必要である。

第83条 日本人民共和国の最高裁判機関は最高裁判所である。

第84条 最高裁判所の裁判官は国会の推薦にもとづき人民の信任投票によつて五年の任期をもつて選任される。

第85条 各下級裁判所の裁判官はそれぞれ地方の議会の推薦にもとづきそれぞれの地域の人民の信任投票によつて四年の任期をもつて選任される。

第86条 裁判官は独立的であり法律にのみ服従する。

第87条 検事の任務は人民が法律を正確に遵守するのを監督するにある。

第88条 最高検事局の検事は五年の任期をもつて国会により任命される。

第89条 下級検事局の検事は最高検事局の検事の確認を経て上級検事局がこれを任命する。

第90条 検事局機関は、最高検事局の検事にだけ服従し、一切の地方機関から独立してその職務を行う。

第8章 公務員 編集

第91条 公務員は民主主義と全人民の利益に奉仕し官僚主義に陥つてはならない。

第92条 その1. 公務員は廉潔を旨とし、一切の汚辱行為、職権濫用行為をすることを厳禁される。

その2. 国家は公務員およびその家族に必要な生活手段を保障する。

第93条 行政機関の公務員のうち議会によつて任免されるもの以外はその行政機関の長が任免する。

第94条 人民は公務員の罷免を議会その他の公共機関に要求する権利をもつ。

第95条 議会は公務員の活動を監視し、議会の確認によつて執行機関の長が任免する公務員にたいしても罷免を要求する権利をもつ。

第96条 警察署の責任者はその署の管轄区域内の人民によつて選出され、警察制度が官僚的支配機構として固着することを阻止する。

第97条 日本人民共和国憲法の改正提案権は国会に属する。

第98条 日本人民共和国の地方上級議会は、代議員の三分の二以上の同意をもつて憲法改正の提案権をもつ。

第99条 日本人民共和国の憲法の改正は、国会代議員の三分の二以上の出席によつて開会される国会において、三分の二以上の多数をもつて採択されねばならない。

第100条 日本人民共和国の共和政体の破壊および特権的身分制度の復活は憲法改正

の対象となりえない。

|||||

増木重夫 様

道夫

落合

いつもご苦勞様です。最近共産党が動き始めました。共産党は若者を欺すので、その思想、運動、統治を理解する必要があります。

中共を見れば分かるように、幹部や家族は金持ちで共産主義者ではありません。以下ご参考まで。

記 共産主義批判 早わかり(拡散希望)

共産主義は運動と思想を分けて考える。共産主義運動は思想運動ではなく思想を道具に使った詐欺の権力闘争である。これはチヨウチンアンコウをイメージして欲しい。

不用意に近寄ると喰われる。次に指導者だが、レーニンも、スターリンも毛沢東も共産主義者ではない。そして金

持ただ。彼等は思想信奉者の共産主義者を利用するだけだ。

共産主義思想とは、唯物史観により理想

社会が鉄のような確実性で到来するといふ予

言である。共産主義者はこれを本気で信じる大馬鹿者である。しかし資源は有限だか

ら地上に天国を作る事は出来ないのだ。同調者はいわゆる文化人で、欲求不満(権力欲の裏返し)などのはけ口に左翼反政府運動を支援する偽善者だ。

共産主義運動には煽動期、奪権期、独裁期、そして崩壊期がある。煽動期は大衆をあ

の手この手で欺す。今の日本だ。共産主義では目的のためにはウソをついても良いこ

とになっている。

奪権は暴力クーデタ(ソ連、中共など)だけでなく選挙があるので要注意だ。最近の

世論調査で共産党支が47%もあるのには驚いた。しかし共産党が政権を取ると、

参 政権は廃止されることをしているのだらうか。人民の意志の代表者が、人民全体の

意志を代行するという詭弁だ。実際には共産主義運動は偽善だから反対する者は人民

の敵として処刑され、恐怖の独裁が始まる。中共やポルポトの大量虐殺が良い例だ。

次に驚くだろうが共産党の独裁が始まると、共産主義者が反革命主義者として殺され

るのだ。独裁者にとって用済みなのだ。これはメビウスの輪をイメージして欲しい。

熱心に運動していると殺されてしまう。スターリンは社会主義と平等は何ら関係

がないと声明し1930年代にはソ連では共産主義者は絶滅された。入れ替わった党员は力

メレオンといって無思想、上司に絶対服従の人間だった。

共産党の幹部と家族は国民に隠れて王侯富豪の生活を享受した。これが共産党運動の

正体だった。要するにただの詐欺だったのだ。

共産党統治は独裁者が死亡すると崩壊する。「万物は変化する」という弁証法哲学の

原則から共産党政権も逃れることは出来ないのである。

ロシアからマルクス主義が去った時、残されたのはかつて豊穡だったロシアの焼け跡

だけだったというロシア人政治学者の慨嘆は意味深い。

共産主義については、ユーチューブ歴史・思想講座索引 [saxok.com](http://saxok.com) およびアマソ

ン電子本「共産主義からの解放」落合道夫著を読んで欲しい。

以上